

第1章

概 要

－ 補装具制度の概要と補装具判定事務手続について －

1 補装具とは

(1) 補装具とは(*1)

「障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるもの」です。(*2)

厚生労働省令で定める基準とは以下の3ついずれにも該当することとします。(*3)

- ア 身体障害者（身体障害者及び難病患者等(*4)）の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
- イ 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- ウ 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用することが必要とされるものであること。

(2) 対象者

- ア 補装具費支給制度は、身体障害者手帳取得者を対象とする制度です。
- イ 補装具費の支給は、原則として身体障害者手帳に記載された障害のみが対象になります。必要な補装具に対応する障害名の記載がない場合は、障害名追加の手続きが必要になります。複数の障害や障害の程度により追加できない場合もありますので御相談ください。
- ウ 難病患者等に対しては、身体障害者手帳を取得していなくても、障害の内容を確認すれば、必要な補装具費の支給が可能です。

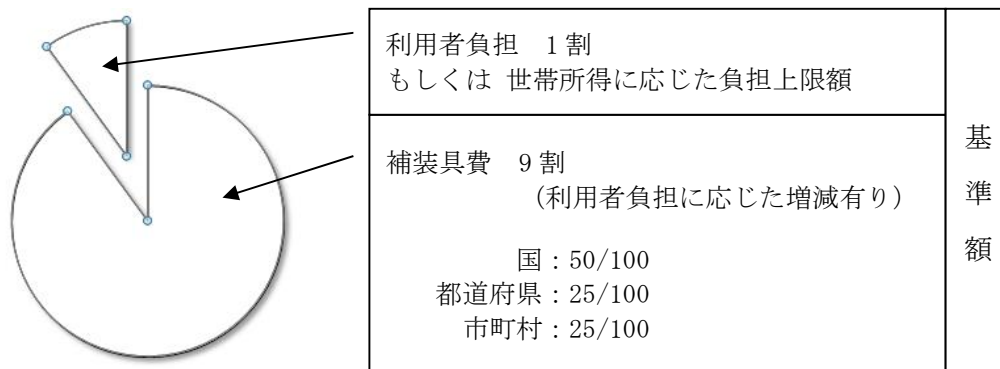
(3) 種目

- ア 身体障害者及び身体障害児に共通した種目
車椅子、電動車椅子、座位保持装置、義肢、装具、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）、重度障害者用意思伝達装置、歩行器、義眼、眼鏡、視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ（一本つえを除く）
- イ 身体障害児に限る種目
座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

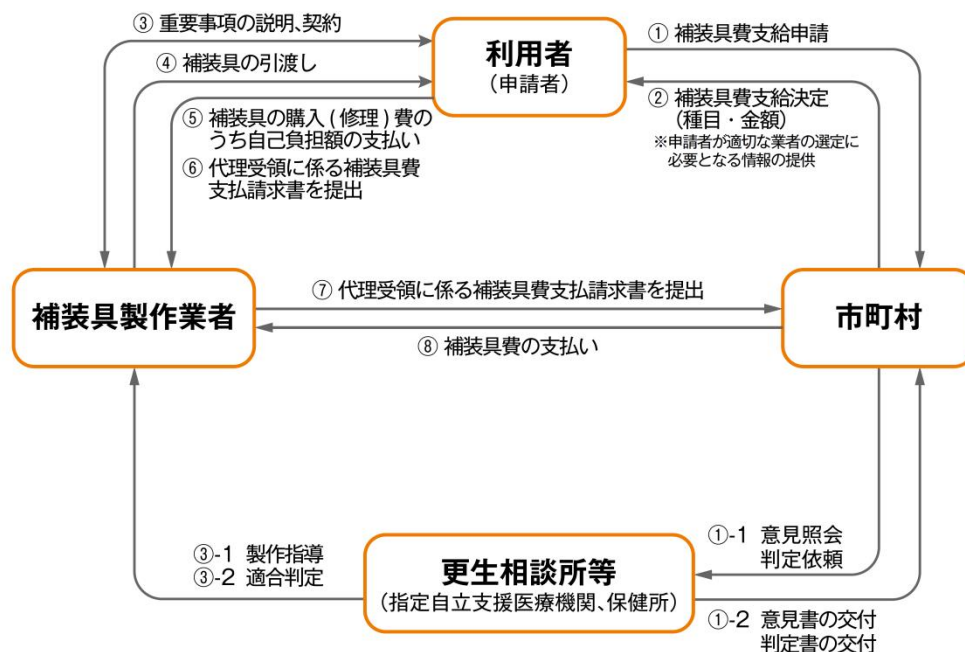
(4) 名称

「種目」の下位項目には用途に応じた「名称」、「型式」が定められています。

2 費用負担の比率



3 補装具費支給事務の流れ



※利用者負担額→負担上限額又は基準額 × 10/100

4 補装具の判定とその種類

(1) 判定の要領

- ア 身体障害者更生相談所（千葉県中央障害者相談センター、千葉県東葛飾障害者相談センター。以下「障相センター」という。）は、身体障害者の補装具費支給の適否、処方及び適合について判定を行います。
- イ 身体障害児については、原則として指定自立支援医療機関又は保健所の医師の作成した補装具費支給意見書により市町村が判断の上、決定しますが、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合は、障相センターに助言を求めることができます。

(2) 判定の種類

- ア 要否判定
補装具費支給の適否や補装具の処方を判断するものです。
障相センター又はその出張会場に直接来所し判定を受ける「面接判定」と、申請時に提出する補装具費支給意見書により判定する「書類判定」があります。
- イ 適合判定
補装具が利用者に適合しているかを確認するものです。
要否判定を「面接判定」により行った方は、適合判定についても原則、面接判定により行います。「書類判定」で行った方は、補装具費支給意見書を作成した医師により適合判定を行うこととなります。

5 種目別判定区分

千葉県での取扱いです。9 ページ（資料1）も併せて御参照ください。

(1) 障相センターの判定が必要なもの

ア 面接判定

- (ア) 義肢
- (イ) 装具
- (ウ) 座位保持装置
- (エ) 車椅子（オーダーメイド）
- (オ) 電動車椅子
- (カ) 補聴器
- (キ) 重度障害者用意思伝達装置
- (ク) 特例補装具

イ 書類判定

- (ア) 車椅子（オーダーメイド）
- (イ) 電動車椅子（同じ名称のものの再支給で、操作機能の変更等を伴わない場合）
- (イ) 補聴器（ワイヤレス補聴システム、特例補装具を除く）
- (ウ) 重度障害者用意思伝達装置
（医師の意見書等から必要性・操作性が確認できる場合）

(2) 障相センターの判定を要しないもの

ア 医師の意見書により市町村が判断の上、決定

- (ア) 眼鏡
- (イ) 義眼
- (ウ) 車椅子（手押し型以外のレディメイド）
- (エ) 歩行器
- (オ) 人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置修理に限る）

イ 補装具費支給申請書により市町村が判断の上、決定

- (ア) 視覚障害者安全つえ
- (イ) 車椅子（手押し型レディメイド）
- (ウ) 歩行補助つえ（一本つえを除く）

6 判定依頼時の必要書類

(1) 面接判定

- ア 判定依頼書（様式例補 1）
- イ 面接記録票（当該種目の様式例補 2）
- ウ 身体障害者手帳の写し
- エ 身体障害者手帳診断書の写し
- オ 見積書の写し（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、本義足等）

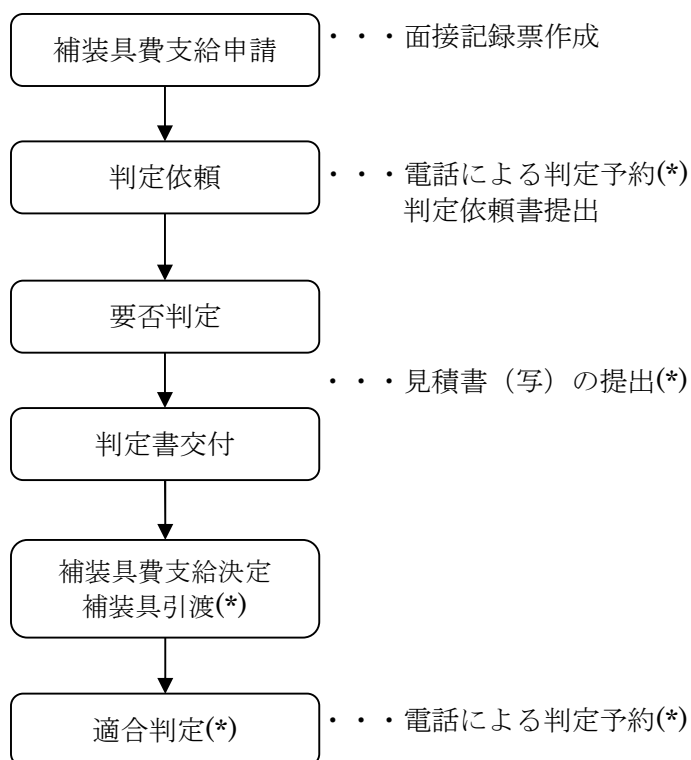
(2) 書類判定

- ア 判定依頼書（様式例補 1）
- イ 面接記録票（当該種目の様式例補 2）
- ウ 身体障害者手帳の写し
- エ 身体障害者手帳診断書の写し
- オ 補装具費支給意見書（当該種目の様式例補 3、又は様式例第 6 号）
「肢体不自由」は医学判定記録（様式例補 4）
- カ 処方箋（当該種目の様式例補 5）
- キ 見積書
- ク その他
 - ・ 電動車椅子調査票（1）、（2）（様式例補 7 - 1、2）
 - ・ 補聴器調整内容記録票（様式例補 6 - 1）
 - ・ 補聴器適合状態確認票（様式例補 6 - 2）

(3) 注意事項

面接判定、書類判定ともに必要書類は補装具により異なる場合があります。詳しくは「第 2 章 各論 ー各補装具の取扱いー」を御参照ください。

7 面接判定の流れ



(*)
補装具により流れや
必要性が異なります。
詳しくは第 2 章 各
論 ー各補装具の取
扱いーをご参照く
ださい。

8 訪問判定

(1) 対象

身体的事情、又は他にやむを得ない理由がある方に対して、訪問による判定を行います。希望がある場合は、事前に管轄の障相センターへ御相談ください。

(2) 必要書類

- ア 判定依頼書（様式例補 1）
- イ 面接記録票（当該種目の様式例補 2）
- ウ 身体障害者手帳の写し
- エ 身体障害者手帳の診断書の写し
- オ 補装具訪問判定補助調査票（様式例補 8）
- カ 補装具費支給意見書（当該種目の様式例補 3、又は様式例第 6 号）
「肢体不自由」は医学判定記録（様式例補 4）
- キ 処方箋（当該種目の様式例補 5）
- ク 見積書

9 補装具費支給意見書を作成する医師の要件

(1) 補装具費支給意見書を作成する医師の要件

下記のいずれかに該当することが必要です（オ、カは難病患者等が対象）。
詳しくは補装具費支給事務取扱指針の別表 2 を参照してください。

- ア 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に基づく指定医（日本専門医機構が認定した専門医又は所属学会認定の専門医）
- イ 指定自立支援医療機関の医師（日本専門医機構が認定した専門医又は所属学会認定の専門医）
- ウ 国立障害者リハビリテーションセンター学院で行う補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師
- エ 上記と同等と認める医師
- オ 保健所の医師
- カ 難病法第 6 条第 1 項に基づく指定医

(2) 意見書の様式について

- ア 補装具費支給事務取扱指針の別添様式例第 6 号を御参照ください（第 3 章様式例集に掲載）。
- イ 補聴器、重度障害者用意思伝達装置については、第 3 章様式例集補 3-2、3-4 も御参照ください。

10 補装具の個数

補装具費支給対象となる補装具の個数は、原則として 1 種目につき 1 個ですが、職業上又は教育上等、特に必要と認められた場合は 2 個とすることが可能ですので、御相談ください。

11 耐用年数

耐用年数は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、使用状況又は障害の状況等によっては実耐用年数が異なるものです。再支給の際には耐用年数を一律に適用することなく、以下の具体例を参考に、個々の実情に沿うよう十分御配慮ください。

- ・耐用年数に達していない補装具が修理不能になったので、再支給の決定をした。
- ・耐用年数を超過している補装具について、修理可能との見積もりであったので修理の支給決定をした。

12 差額自己負担

補装具費支給基準と身体機能等を照らし、補装具に求められる機能を判断し決定しています。そのため、補装具費支給の必要性を認める補装具は身体機能に適合するように製作され、種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たします。使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合、当該名称の補装具に係る基準額との差額を利用者が負担することは差し支えありません。しかし、機能追加を差額自己負担で認めることは適切ではありません。

13 修理基準に規定されていない修理の取扱い

修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積もり若しくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給することができます。

14 特例補装具

(1) 特例補装具とは

身体障害者の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、形式、基本構造等によることができない補装具のことを指します。

(2) 特例補装具の助言の手順

特例補装具の申請があった場合は、事前に管轄の障相センターに御相談ください。まずは基準内のものを試用していただき、その結果、特例補装具でなければならない理由、基準内の製品と特例を希望する製品の比較等、真にやむを得ない事情を説明できる資料を提出していただきます。

(3) 必要書類

- ア 判定依頼書（様式例補 1）
- イ 面接記録票（当該種目の様式例補 2）
- ウ 身体障害者手帳の写し
- エ 身体障害者手帳の診断書の写し
- オ 医師の意見書（当該種目の様式例補 3、又は様式例第 6 号）
- カ 特例補装具理由書（様式例補 9）
- キ 見積書及びカタログ
- ク 特例補装具として希望するもの、及び基準内の補装具を使用した場面の動画等

(4) その他

児童の特例補装具について助言を希望する場合は、書類提出前に御相談ください。

15 治療用と更生用について

補装具と同じ仕様のものが、治療の手段として一時的に利用されることがあります。治療用装具等か、更生用装具等（補装具）か確認が必要です。

(1) 治療用装具等

医学的治療の一環として使用するもの、又は医学的治療の完了する前に使用するもの（医療保険の適用による療養費払いとなるもの、ほか）。

(例)

- ・腰痛治療のためのコルセット
- ・切断術後に製作される仮義足
（訓練用仮義足のソケットは耐久性の低い素材を使用する場合がある）
- ・骨折や腱断裂後に一時的に使用する松葉づえ
- ・リハビリテーションのために使用する下肢装具

(2) 更生用装具等（補装具）

治療用装具等の製作を経ずに更生用装具等（補装具）の製作が可能なもの。

(例)

- ・装飾用義手
- ・座位保持装置
- ・車椅子
- ・電動車椅子
- ・補聴器
- ・重度障害者用意思伝達装置

16 他制度との関係・優先順位

(1) 社会保障制度間の選択優先順（10 ページ 資料 2）

医療機関において医師が行う治療の一環として、健康保険等から支給される治療用装具等や労働者災害補償保険法により費用が支給される補装具、その他制度により交付される場合は、障害者総合支援法よりもこれらの制度が優先となります。

(2) 介護保険制度との適用関係(*5)（11 ページ 資料 3）

介護保険法の定める福祉用具と障害者総合支援法で定める補装具が共通する場合（車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ）、それが標準的な既成品であれば、介護保険法を優先して適用することになります。

資料 1 補装具費支給判定事務具体的種目一覧（千葉県）

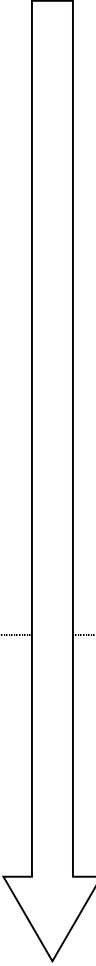
県		市町村	
面接判定	書類判定	医師意見書要	申請書のみ
利用者の来所による障相センターの判定に基づき市町村が決定	補装具費支給意見書による障相センターの判定に基づき市町村が決定	補装具費支給意見書等により市町村が判断のうえ決定	補装具費支給（修理）申請書により市町村の判断で決定
義肢 装具 座位保持装置 電動車椅子 車椅子 ・オーダーメイド 補聴器 重度障害者用意 思伝達装置	電動車椅子 同じ仕様の再支給で、操作機能の変更等を伴わない場合 車椅子 ・オーダーメイド ただし事前相談を要する 補聴器 面接判定・書類判定は申請者の希望で選択可 重度障害者用意 思伝達装置 書類から必要性・操作性が確認できる場合	眼鏡 義眼 車椅子 ・手押し型 A(B)以外の レディメイド 歩行器 人工内耳 （人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）	視覚障害者安全 つえ 車椅子 ・手押し型 A(B)の レディメイド 歩行補助つえ （一本つえを除く）

注) 他都道府県市発行の判定書は、全国共通のものとして取り扱って構わないこととなっていますので、名称・基本構造が同じであれば、再支給にあたり判定は不要です。第2章各論の各補装具の取扱い「再支給」の項を御参照ください。

名称・基本構造が同じであっても使い方に不安がある、身体の状態に変化がある場合は判定となることがあります。

資料 2 社会保障制度間の選択優先順^(*6)

障害者の現在の「福祉用具ニーズ」を満たすために適当とする制度を選択するには、社会保障制度間の優先順の高い制度から、順次「制度適用の可否」の確認を行っていくことが望まれます。

制度間の優先順	制度の機能	
<p style="text-align: center;">高い</p>  <p style="text-align: center;">低い</p>	1 損害賠償制度	自動車損害賠償責任保険など、加害者が直接、損害賠償責任を負う制度
	2 業務災害補償制度	労働者災害補償保険法、公務員災害補償法など、業務上に起因する疾病及び障害への補償として行われる制度
	3 社会保険制度	健康保険、国民健康保険、介護保険、船員保険などの医療保険及び共済年金、国民年金などの各種年金法など、疾病や不慮の事故、また、老後の生活に備えてあらかじめ拠出金を掛けておく制度
	4 社会福祉制度	身体障害者福祉法、児童福祉法、老人福祉法など、国民相互の扶助の原則にのっとり、身体障害者(児)、難病患者等、高齢者などの日常生活並びに社会参加上の支援を行う制度
	5 公的扶助制度	社会保険及び社会福祉各法のいずれもが適用困難とされた場合に、健康で文化的な最低限の生活水準を保障するためのセーフティネットとして適用される制度

資料3 介護保険対象者

・65歳以上の方（第一号被保険者）が要支援・要介護状態になったとき。要支援・要介護状態の原因は問わない。

・40歳から64歳までの医療保険に加入している方（第二号被保険者）が以下の特定疾病が原因で要支援・要介護状態になったとき。

特定疾病については、その範囲を明確にすることとともに、介護保険制度における要介護認定の際の運用を容易にする観点から、個別疾病名を列記している。

<特定疾病>(*7)

介護保険法第7条第3項第2号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。

- 1 がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- 2 関節リウマチ
- 3 筋萎縮性側索硬化症
- 4 後縦靭帯骨化症
- 5 骨折を伴う骨粗鬆症
- 6 初老期における認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）
- 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
【パーキンソン病関連疾患】
- 8 脊髄小脳変性症
- 9 脊柱管狭窄症
- 10 早老症
- 11 多系統萎縮症
- 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13 脳血管疾患
- 14 閉塞性動脈硬化症
- 15 慢性閉塞性肺疾患
- 16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

